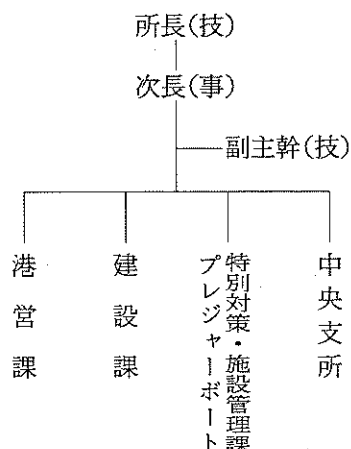


4 事務所の組織等

昭和28年3月千葉県が船橋港の管理者となって以来、京葉土木事務所、葛南土木事務所、開発庁葛南開発事務所、葛南土木事務所を経て、昭和50年5月に葛南港湾事務所が設置され、現在に至っている。

(1) 組織



(2) 職員構成

(R2.4.1現在)

		港営課	建設課	プレジャーボート 特別対策・施設管理課	中央支所	計
所長(技)	1					1
次長(事)	1					1
課(支所)長		(1)	1	1	1	3
副主幹	1			2		3
船長				1		1
主査		1		1	1	3
副主査		1	1			2
主事		3		2	1	6
技師			3			3
計	3	5	5	7	3	23

() 内は次長が事務取扱

(3) 分掌事務

当事務所は、港湾法、海岸法、並びに千葉県港湾管理条例の施行に関する事務の一部を所掌している。各課の分掌事務は次のとおりである。

副主幹(技)

- 1 所の企画・調整に関すること。
- 2 港湾施設及び海岸保全施設の災害応急工事に
関すること。
- 3 工事工程管理及び占用許可の技術的審査に関する
こと。
- 4 港湾施設及び海岸保全施設の技術に関する調査、
統計及び報告に関すること。
- 5 工事の指導及び検査に関すること。
- 6 港湾施設及び海岸保全施設の維持補修に関する
こと。
- 7 防災対策に関すること。
- 8 その他特命事項に関すること。
- 9 その他工務に関すること。

港営課

- 1 所の連絡調整に関すること。
- 2 請負、入札及び契約に関すること。
- 3 建設業者の指導に関すること。
- 4 機械器具の管理に関すること。
- 5 資材及び物資の需要調達に関すること。
- 6 港湾施設等の歳入調定及び徴収に関すること。
- 7 庶務に関すること。
- 8 港湾施設の維持管理に関すること。
- 9 港湾の安全維持及び海難防止に関すること。
- 10 船舶の入港、出港に関すること。
- 11 SOLAS条約に関すること。
- 12 臨港地区の指定に関すること。
- 13 港湾の振興及び宣伝に関すること。
- 14 港湾統計に関すること。
- 15 船舶乗組員及び港湾労務者の福利厚生に関する
こと。

建設課

- 1 港湾施設及び海岸保全施設の新設又は改良等の
工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。

プレジャーボート特別対策・施設管理課

- 1 葛南地区のプレジャーボート係留保管の適正化
に関すること。
- 2 適正化、重点適正化に指定された区域の適正化
の実施に関すること。
- 3 放置船舶の実態調査に関すること。
- 4 プレジャーボート係留保管適正化の周知に
関すること。
- 5 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理に
関すること。
- 6 指定管理者に関すること。
- 7 ポートパーク事業に関すること。
- 8 流出油処理等に関すること。
- 9 県有船舶の管理及び運営に関すること。

中央支所

船橋中央埠頭、市川埠頭に係る次の事務

- 1 港湾施設の管理及び運営に関すること。
- 2 港湾の安全維持及び海難防止に関すること。
- 3 船舶の入港、出港に関すること。
- 4 港湾作業の改善及び指導並びにあっせんに関
すること。

《千葉県区内の外港にある「船橋航路」の管理に関する申し合せ事項》 H28.9

船舶事故や浚渫等の対応は葛南港湾事務所が行い、流出油や流木の漂流等への対応は原則として、千葉港湾事務所が行う。但し、大規模な流出油等の場合は両事務所が協力して対応する。